

1 校則

加治木高校生は、自らの自治精神に基づき主体的に考え、清潔さと品位を損なわない行動及び容儀を心がけるものとする。また、細かく定められた規定によって、自らの主体性及び個性を過剰に損なわれぬよう、自律の努力を怠ってはならない。

2 学校生活全般の規定

(1) 服装等に関すること

- ① 制服 本校指定のものとする。
※ スカート丈は膝が隠れる程度とする。
- ② 靴 白または黒を基調とした運動靴、または黒い革靴とする。
- ③ 靴下 白・黒・紺色のもの（ワンポイント可）とする。
※ ルーズソックスは不可、タイツは黒色とする。
- ④ ベルト 黒または茶のものとする。
- ⑤ リボン・ネクタイ 本校指定のものとする。
- ⑥ 下着 華美でないものとする。
- ⑦ 防寒着 本校指定のグレーのベスト、またはセーターとする。
※ 上着の袖、裾からはみ出さないようにする。膝掛けの使用は可とする。
※ 登下校時の制服の上に着用する防寒着については(4)「登下校に関すること」の③を参照する。
- ⑧ 補助バッグ 黒・紺・茶・白・グレーで華美でないものとする。
※ 部活動で揃えたものは可とする。
- ⑨ 更衣期間 特に指定しない。
※ 入学式や卒業式、学校を代表する場合、その他学校が特に指定した場合は、その指示に従う。
※ 学級写真・個人写真撮影時は冬服に限定しないが、3年生の卒業アルバム及び受験用の証明写真撮影時は冬服とする。

(2) 頭髪等に関すること

- ① 髪型 前髪は目にかからない、後髪は必要に応じてくる。
※ 特に髪型は定めないが、高校生としての清潔さや品位を保つ。
染髪は不可とする。
- ② 眉 整える程度におさめる。
- ③ ヘアピン・ゴム 色は黒・紺・茶・ベージュ・グレーとする。
※ 装飾がなされているものおよびシュシュは不可とする。
- ④ その他 アクセサリーを身につけたり、化粧をしたりすることは不可する。

(3) スマートフォンに関すること

- ① 校内所持条件
 - ・校内に入る前に電源を切り、校内では終日、使用を禁止する。
※ ただし、放課後等は保護者との連絡の場合のみ、指定の場所（体育館体育科職員室前と3棟の間のスペース）と職員立ち会いの場所では使用可とする。
 - ・スマートフォンの管理を徹底する。
- ② スマートフォンの使用について
 - ・公共交通機関等、使用制限のあるところでは、適切に判断し使用しない。
 - ・歩きながら、自転車に乗りながらの使用はしない。
 - ・校外では周りに迷惑にならないような話し方に努め、マナーを守る。
 - ・スマートフォンに関する事件事故が多発していることを自分の事として考える。
 - ・フィルタリングサービスに必ず加入・契約し、解除・解約は絶対に行わない。
 - ・夜9時以降は使用しない（加治木タイムの実践）。
 - ・家庭内ルールを設定する。
- ③ 違反した場合
 - 1回目・・・放課後まで担任が預かり、保護者に連絡し、指導後に本人に返却する。
 - 2回目・・・保護者来校の上、担任が保護者に返却する。
 - 3回目以降は、学年主任や生徒指導係も立ち会い、指導後に保護者に返却する。
- ④ 確認事項
 - 以上の条件や心得を遵守するとともに、スマートフォンの所持に伴う経費や事故等については保護者が一切の責任を負うことを承知し、違反した場合には学校の指導に従うこととする。

(4) 登下校に関すること

- ① 土日祝日、長期休業中に限り部活移動着・学校ジャージでの登下校を可とする。
※ 部活動後、自習室を利用する場合は制服に着替える。
- ② 考査期間・土曜授業・クラスマッチ・芸術鑑賞会・龍門祭など午前授業または終日授業のない日および天候不良の際は、補助バッグのみでの登校を可とする。
- ③ 徒歩通学生は登下校の際、黒・白・紺で無地の防寒着、および華美でないマフラー・手袋の着用を可とする。ただし、脱靴場で着脱し校内での着用は不可とする。
- ④ 単車及び自転車での通学は許可を受けたものに限る。
- ⑤ 単車及び自転車通学生は、事故防止のため校内下車を遵守する。
- ⑥ 単車及び自転車は、所定の場所に整然と駐輪する。
- ⑦ 自転車通学生は登下校時、必ずヘルメット着用する。
- ⑧ 自転車通学生は、柁城小学校の児童が登校する時間帯には、柁城小正門付近で自転車から降りて通行する。
- ⑨ 単車及び自転車通学生は登下校時、防寒着の着用を可とする。また、単車通学生は通学時、ジャージ下の着用を可とする。ただし、駐輪場で着脱し校内での着用は不可とする。
- ⑩ 自家用車での送迎について
 - ・登校時は、事故・渋滞防止のため、学校から離れた場所で降車すること。
 - ・下校時は、校内乗り入れ可。ただし、安全に十分配慮すること。
- ⑪ 登下校の際は交通法規及び交通道德を遵守し、身の安全を確保するとともに、他に迷惑を及ぼさないように注意する。

(5) 部活動時間・下校時刻に関すること

① 部活動時間

夏時間（学年末考査最終日翌日～10月）・・・18時30分まで。下校時刻19時まで

冬時間（11月～学年末考査最終日）・・・18時まで。下校時刻18時30分まで

※ 考査期間（定期考査：時間割発表の日から終了まで、実力考査：考査3日前から終了まで）は部活動を禁止する。

※ 部活動特別許可：大会、試合等の2週間前から許可する。許可された部は、上記の時間に30分の延長を認める。また、考査終了日から10日以内に大会・試合のある部については、授業終了後、1時間の練習を認める。

② 下校時刻：部活動のない生徒は16時45分とする。16時45分以降の教室への居残りは原則認めない。自習をする場合は、指定された場所で行う。

(6) その他

① 授業日は8時15分までに登校する。朝補習がある時は7時25分までに登校する。

② 授業日の教室利用は16時45分までとし、この時間以降は教室にカバン・補助バッグ等は置かない。会議室・視聴覚室の利用は18時までとする。

③ 休日の自習室は、1・2年生は会議室・視聴覚室とし、各教室の利用はしない。3年生は各教室とする。16時20分には自習室を出て、16時30分には校舎から出る。

④ 考査期間中、廊下に置くカバン・補助バッグは、廊下の窓側に整理して置く。

⑤ 指定場所（教室・グラウンド横階段・ベンチ等）以外での飲食は禁止する。

⑥ 私物のゴミは原則持ち帰りとする。特に校外で購入した弁当・ジュース等のゴミは必ず持ち帰る。

⑦ 弁当等を買いに校外へ出ない。

⑧ 清掃時、校舎外の掃除区域の生徒は必ず下履きに履き替える。

⑨ 所持品は自己管理を徹底し、漫画・カードゲーム等の不要物は持ち込まない。

3 通学規定

(1) 自転車通学

- ① 原則として、自宅から学校までの距離が片道 1.5km 以上の者に許可する。
※ 判断が難しい生徒については、通学係で実測し判断する。
- ② 自転車スタンドは両スタンドとし、サイドスタンドは禁止する。
- ③ 学生カバンは後部荷台にくくりつけ、前カゴには絶対に乗せないようにする。
- ④ 自転車置き場はクラスごとに指定された場所に整然と置く。
- ⑤ 雨天時の傘さし運転や 2 人乗り、イヤホン・ヘッドホンを装着しての運転は禁止する。
- ⑥ 自転車損害賠償保険等への加入とヘルメットの着用を許可条件とする。

(2) 単車通学

① 単車免許受験の条件

- ア 免許取得は長期休業中に行う。
※ 冬季休業中については、担任及び係の許可を得て補習期間中に取得してもよい。
- イ 所定の書式（単車免許受験許可願）により手続きをして、許可を受ける。
- ウ 自宅から学校までの距離が片道 8 km 以上の者に許可する。
※ 公共交通機関の利便性がよい場合は許可しない。
- エ 特別な生徒については、「③ 単車通学の特別許可」に従い、判断する。

② 単車通学の条件

- ア 所定の様式（単車通学許可願、誓約書）により手続きし、許可を受ける。
- イ 通学に使う単車は排気量 50cc 以下の原動機付自転車（⇒新基準原付へ）で、スクーター型・ビジネス バイク型（ホンダカブ、ヤマハメイト、スズキバーディなど）である。
※ スポーツ型は許可しない。
- ウ ヘルメットは白色のフルフェイスで、蛍光テープを貼る。
- エ 補助荷台を必ず装着する。
- オ 任意保険に加入する。
- カ 加治木高校プレートを装着する。

③ 単車通学の特別許可

- 通学距離が 8 km 未満の者より単車通学許可の申請がなされた場合は、現在の単車通学規定の運用について、次のように配慮するものとする。
- ア 通学規定に盛り込むべきものでなく、指導として扱う。
 - イ 生徒との信頼関係・保護者との連携を保つように心がける。
 - ウ 学校や地域社会の実情を踏まえて、本校の独自性をいかした運用を行う。
 - エ 申請が出された段階で、本人・担任の理由を参考に、通学係が実測を行い、通学状況を確認する。
 - オ それらの結果に基づいて、通学係会で審議し、可否を判断する。